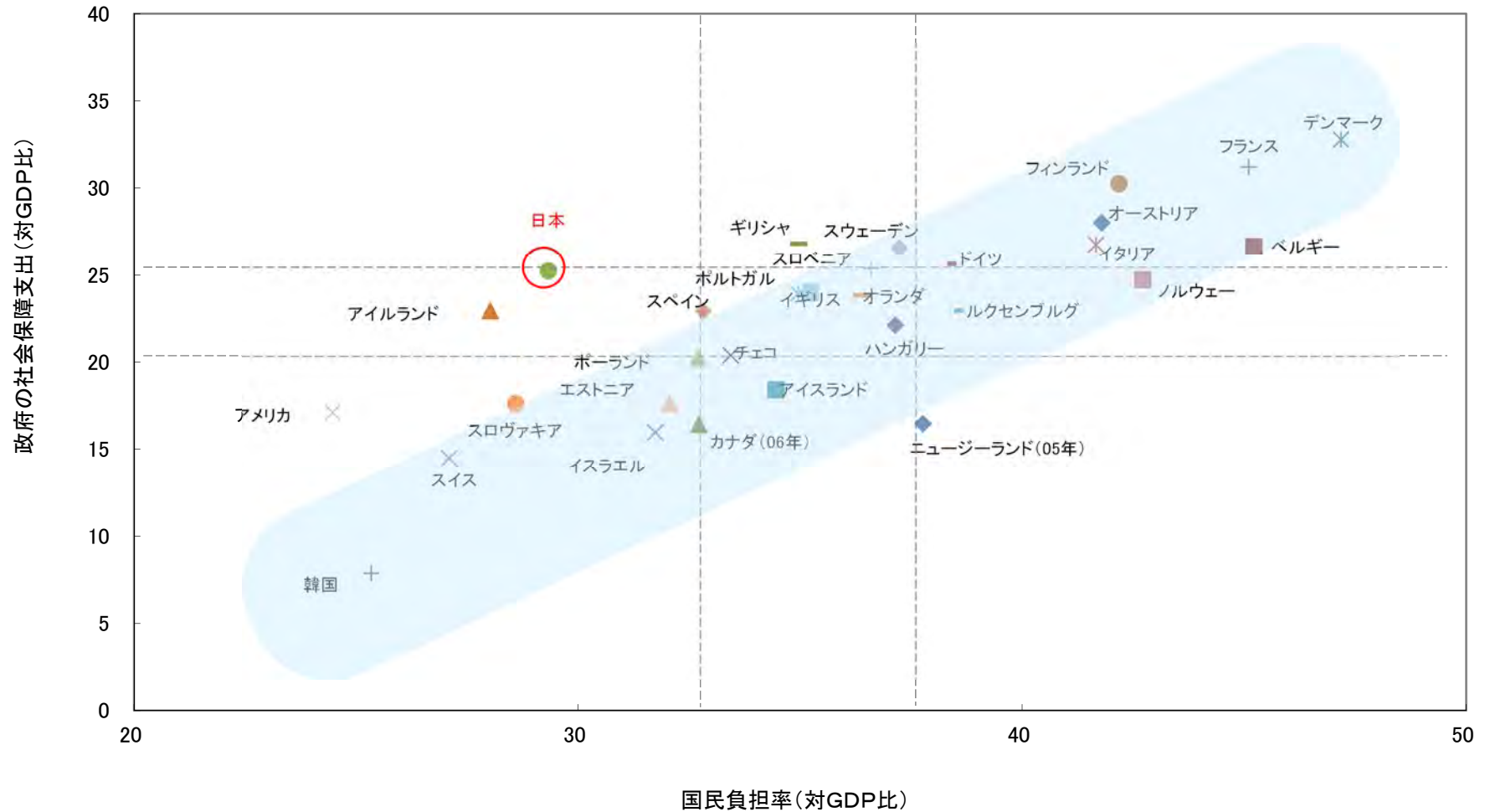


# OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係【2011年】

OECD諸国と比較すると、日本の社会保障支出は中程度である一方、国民負担率は低水準である。

(単位: %)



(出典) 国民負担率: OECD “National Accounts”、同 “Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等  
 社会保障支出: OECD “National Accounts”

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 国民負担率: 各国2011年実績、日本は2011年度、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績。

(注3) 政府の社会保障支出: 各国2011年実績、日本は2011年度、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績。

## 7. 所得税の課税最低限

## わが国税制の現状と課題（抄） — 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

平成12年7月  
政府税制調査会

### 第二 個別税目の現状と課題

#### 一 個人所得課税

#### 4. 課税ベースとしての所得

##### (2) 課税最低限と控除

個人所得課税においては、すべての納税者について認められる基礎控除のほか、個々の納税者の税負担能力（担税力）を減殺させる事情がある場合、これを調整するために、配偶者控除等、扶養控除などの人的控除、さらに医療費控除、社会保険料控除などの所得控除が設けられています。なお、給与所得については、所得金額の計算の段階で、給与収入を得るために必要な経費を概算的に控除することなどの趣旨から給与所得控除が設けられています。

各種所得の金額の合計額からこれらの諸控除を差し引いた金額が課税対象となる金額となりますので、各種の所得の金額の合計額が諸控除の合計額以下であれば課税はされません。この点に着目して、納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準を示す指標を課税最低限と呼んでいます。具体的には、様々な控除のうち、一般的に適用されるもの、すなわち、給与所得控除、基礎的な人的控除（納税者の世帯構成などの事情に応じて適用される基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除、扶養控除の各控除を言います。）、社会保険料控除の各控除額を合計した額が課税最低限となります。なお、課税最低限は、控除額の積重ねとして決まるため、世帯構成などに応じてそれぞれ異なる金額となります。

課税最低限は、経済生活を通じて所得を得た国民が個人所得課税の負担を分かち合う際に、ここまでは税負担を求めないという給与収入の水準を示すこととなります。また、この水準を超える者にとっても、課税最低限を構成する基本的な控除は、税率とあいまって、その税負担を左右する要素となっています。

このように課税最低限は、一定の基本的な控除の控除額を積み上げた結果定まるものですが、個人所得課税の負担構造を示す重要な指標として使われています。

# 所得税の課税最低限の推移

(単位:千円)

	単身	夫婦のみ	夫婦子1人 【中学生】	夫婦子2人		備考
				【大学生+中学生】	【大学生+高校生】	
昭和62年	967	1,551	2,091	2,615	2,615	配偶者控除臨時加算(昭和62年のみ) 配偶者特別控除の創設(昭和62年のみ) 経過措置による減額調整)
63		1,556	2,095	2,619	2,619	
平成元年	1,075	1,928	2,484	3,198	3,349	給与所得控除の最低保障額の引上げ 各種人的控除の引上げ
5				3,277	3,486	特定扶養控除の引上げ
7	1,107	2,095	2,698	3,539	3,753	給与所得控除及び各種人的控除の引上げ
10				3,616	3,890	特定扶養控除の引上げ
11			2,857	3,821	4,027	特定扶養控除、年少扶養控除の引上げ
12	1,144	2,200	2,833	3,842	4,200	年少扶養控除の引上げ廃止 (社会保険料控除の計算式の改訂)
16		1,566	2,200	3,250	3,657	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止
23			1,566	2,616	3,250	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除の縮減
27	1,211	1,688	1,688	2,854	3,545	(社会保険料控除の計算式の改訂)

(注1) 夫婦は、夫婦のうちいずれか一方のみが給与所得者の場合である。

(注2) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注3) 社会保険料控除の計算式は、平成12年(給与収入の7%→10%)及び平成27年(給与収入の10%→15%)に改訂している。

所得税の課税最低限の内訳（片働き・単身の給与所得者の場合）

【夫婦2人(大学生と高校生を扶養)】

給与所得控除 124.4万円	社会 保険料 控除 53.2万円	基礎 控除 38万円	配偶者 控除 38万円	特定扶養 控除 63万円	扶養 控除 38万円
-------------------	---------------------------	------------------	-------------------	--------------------	------------------

354.5万円

【夫婦2人(大学生と中学生を扶養)】

給与所得控除 103.6万円	社会 保険料 控除 42.8万円	基礎 控除 38万円	配偶者 控除 38万円	特定扶養 控除 63万円
-------------------	---------------------------	------------------	-------------------	--------------------

285.4万円

【夫婦1人(高校生を扶養)】

給与所得控除 90.0万円	社会 保険料 控除 36.0万円	基礎 控除 38万円	配偶者 控除 38万円	扶養 控除 38万円
------------------	---------------------------	------------------	-------------------	------------------

240.0万円

【夫婦のみ】

給与所得控除 67.5万円	社会 保険料 控除 25.3万円	基礎 控除 38万円	配偶者 控除 38万円
------------------	---------------------------	------------------	-------------------

168.8万円

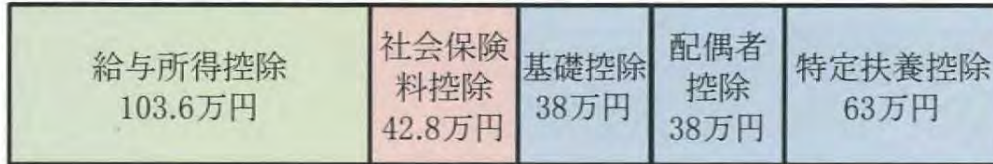
【単身】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 18.2万円	基礎 控除 38万円
----------------	---------------------------	------------------

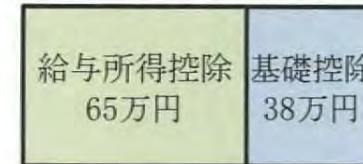
121.1万円

## 所得税の課税最低限の内訳（共働きの給与所得者の場合）

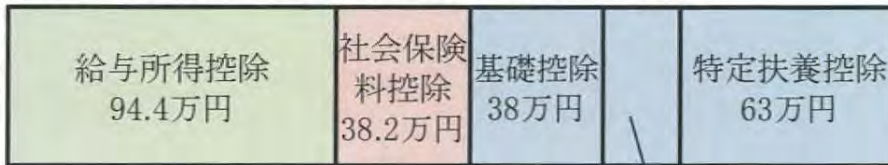
【夫又は妻(大学生と中学生を扶養)】285.4万円



【妻又は夫(パート労働者の場合)】103万円

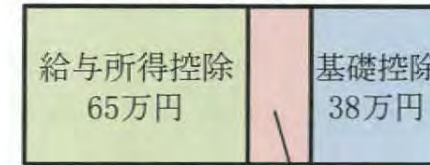


【夫又は妻(大学生と中学生を扶養)】254.5万円



配偶者特別控除 21万円

【妻又は夫】121.1万円



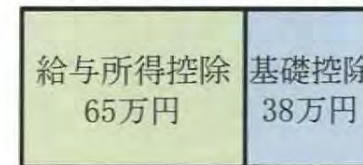
社会保険料控除 18.2万円

【夫又は妻】168.8万円



社会保険料控除 25.3万円

【妻又は夫(パート労働者の場合)】103万円



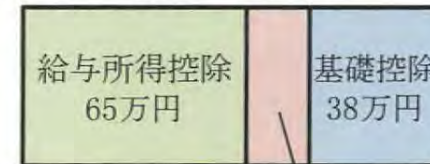
【夫又は妻】145.8万円



社会保険料控除  
21.9万円

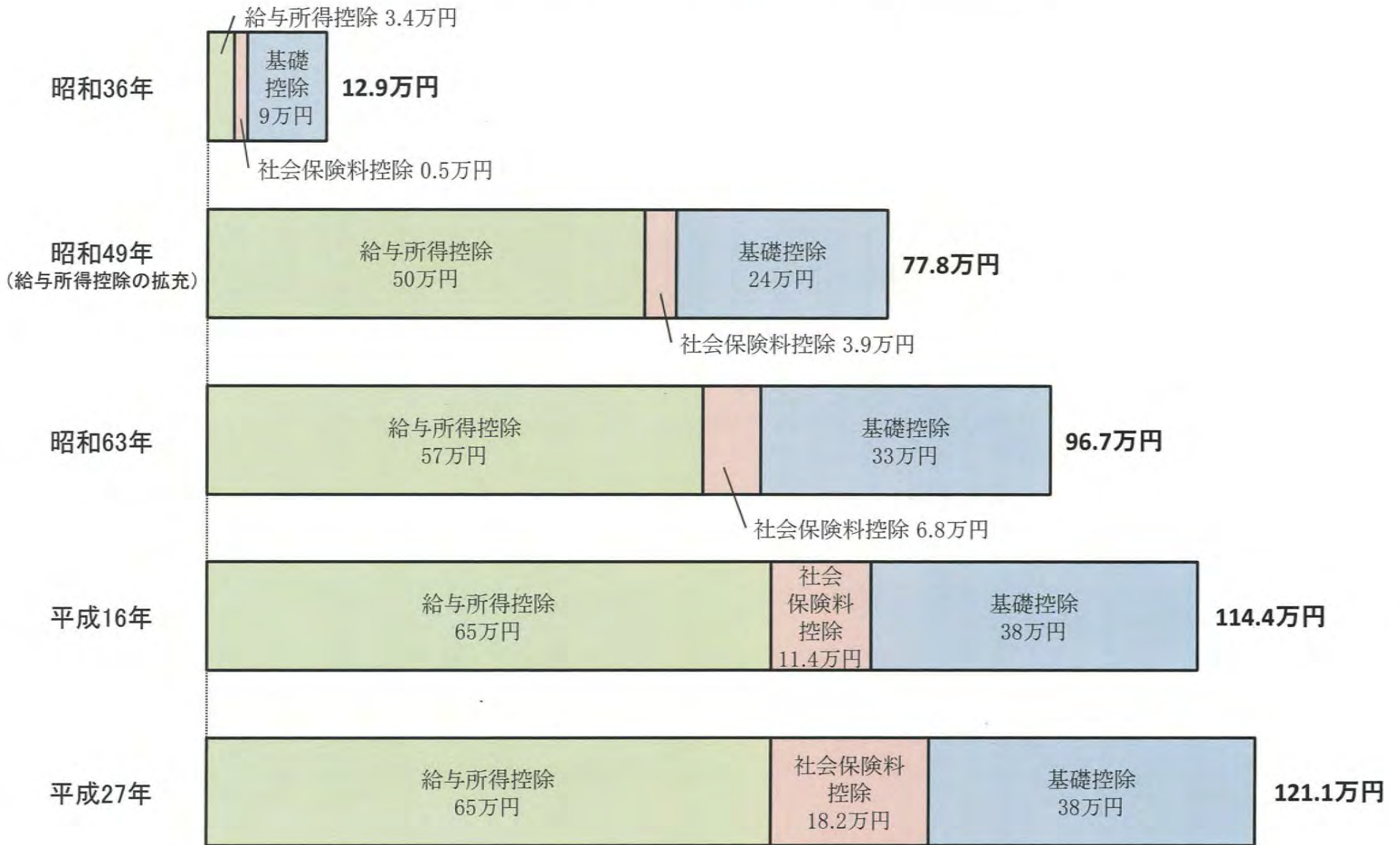
配偶者特別控除  
21万円

【妻又は夫】121.1万円

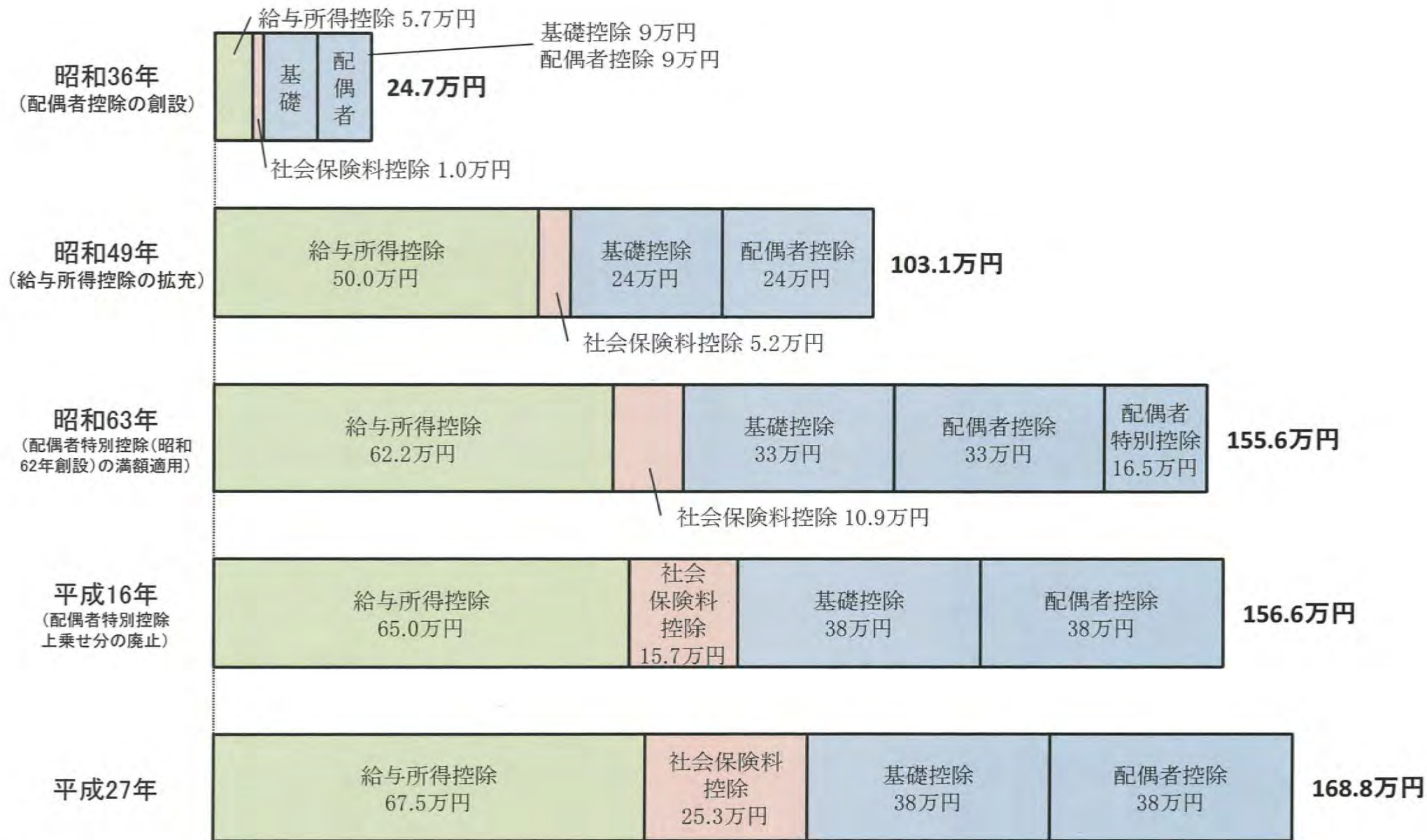


社会保険料控除 18.2万円

## 所得税に係る課税最低限(単身)の内訳の推移



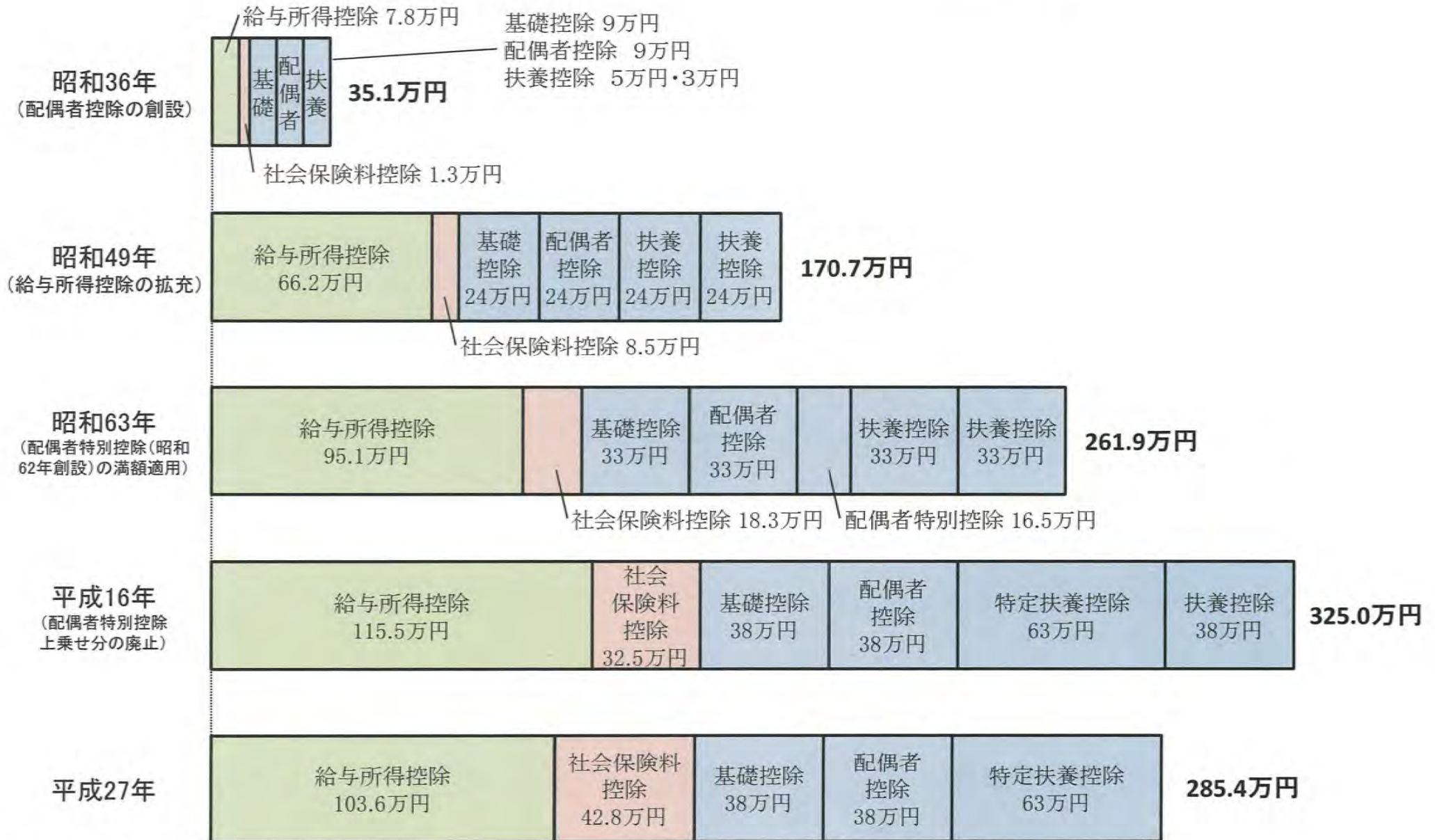
## 所得税に係る課税最低限(夫婦のみ)の内訳の推移



(備考)片働き世帯を想定。



## 所得税に係る課税最低限(夫婦子2人)の内訳の推移



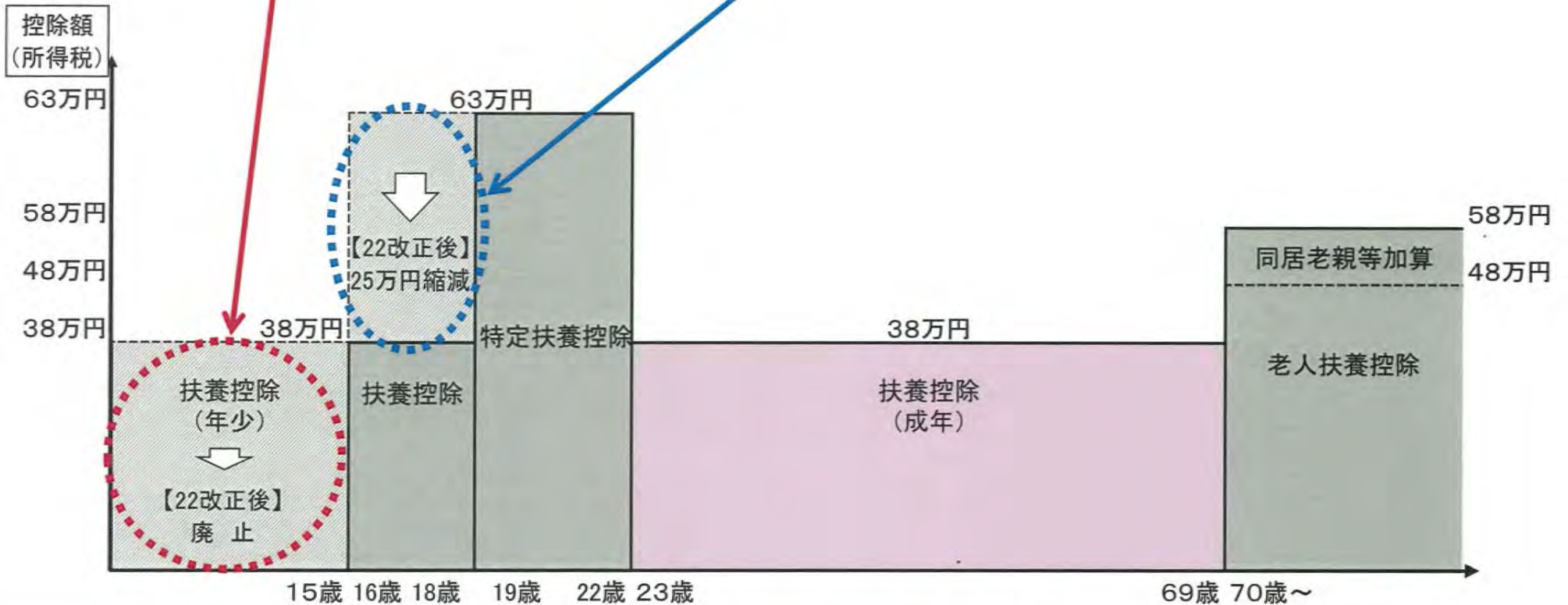
(備考1) 大学生及び中学生を扶養している片働き世帯を想定。

(備考2) 平成22年度改正において、子ども手当(現:児童手当)の財源として年少扶養控除が廃止された。

# 扶養控除について

【平成22年度当時】  
子ども手当（現：児童手当）の財源  
（国：5,000億円）  
（地方：4,000億円）

【平成22年度当時】  
高校の実質無償化の財源  
（国：1,000億円）  
（地方：400億円）



児童手当 支給額 (平成27年度)	・ 0～3歳未満	月：15,000円（年：18万円）
	・ 3歳～小学校修了まで	
	…第1子、第2子	月：10,000円（年：12万円）
	…第3子以降	月：15,000円（年：18万円）
	・ 中学生	月：10,000円（年：12万円）
・ 所得制限（年収960万円）以上 （当分の間の特例給付）	月：5,000円（年：6万円）	

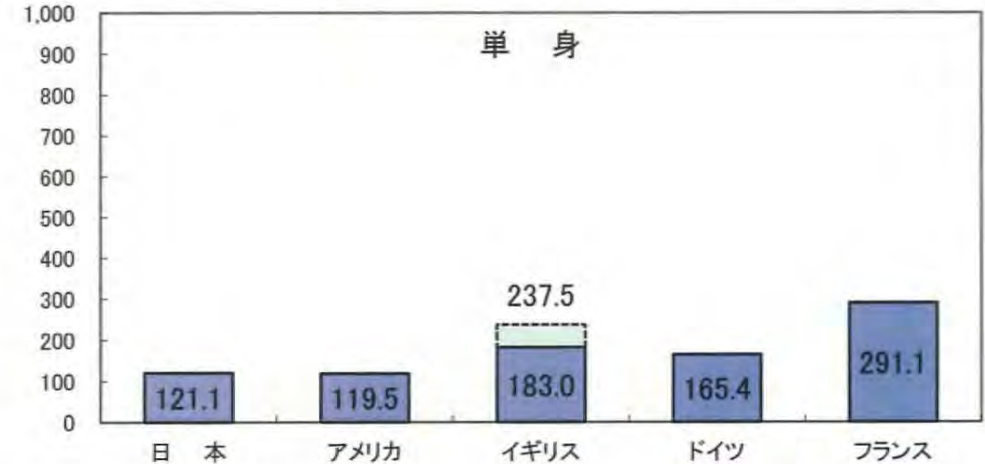
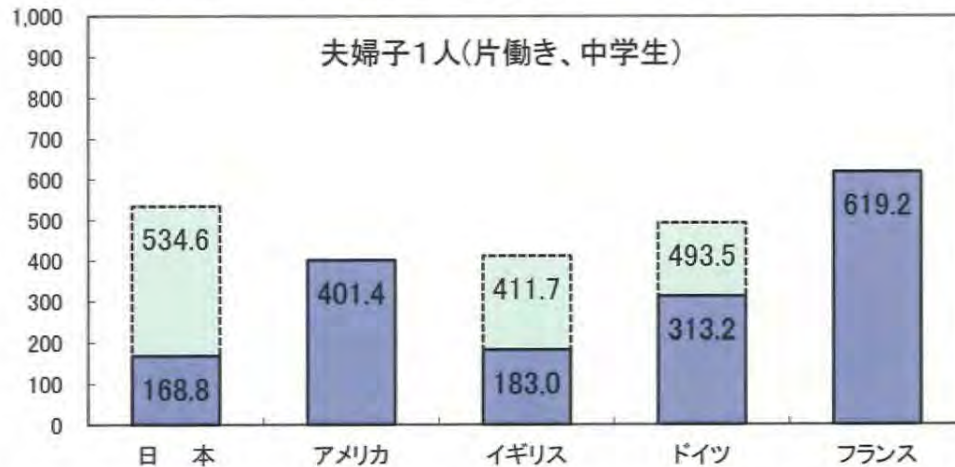
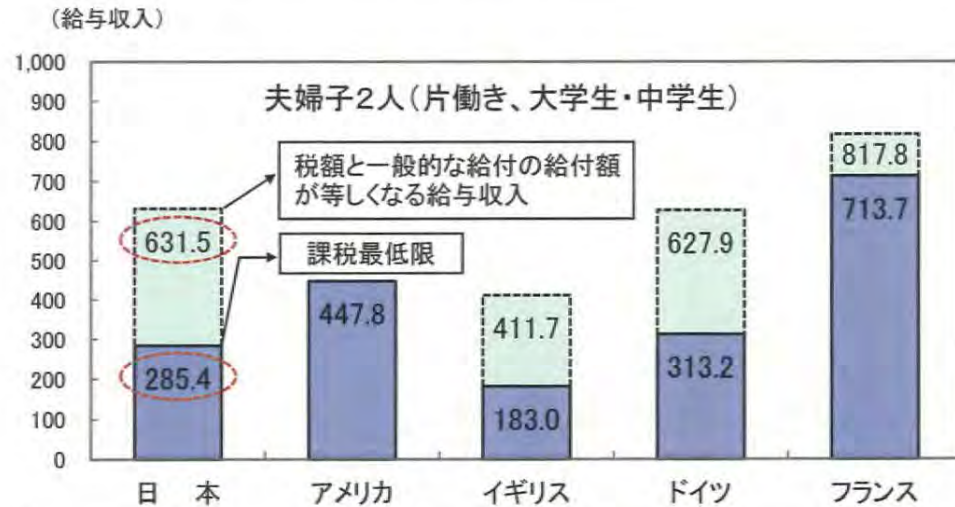
高等学校等 就学支援金 支給額 (平成26年4月～)	・ 年収250万円未満程度	月：24,750円（年：29.7万円）
	・ 年収250～350万円程度	月：19,800円（年：23.76万円）
	・ 年収350～590万円程度	月：14,850円（年：17.82万円）
	・ 年収590～910万円程度	月：9,900円（年：11.88万円）
	・ 年収910万円程度～	支給無し



# 所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入の国際比較

給与所得者の所得のうちその金額までは所得税が課されない給与収入(「所得税の課税最低限」)は日本の場合285.4万円。これに一般的な給付措置を加味した際に、税額が給付額と等しくなる(実質的に負担額が生じ始める)給与収入は631.5万円。主要国における同様の給与収入水準を比較している。

(2015年1月現在)  
(単位:万円)



(備考) 所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や給与所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮している。

(注) 1. 比較のため、モデルケースとして夫婦子1人の場合にはその子を13歳として、夫婦子2人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。

2. 日本については、2013年(平成25年)1月からの復興特別所得税を加味していない。フランスについては、2012年1月からの高額所得に対する所得課税を加味していない。

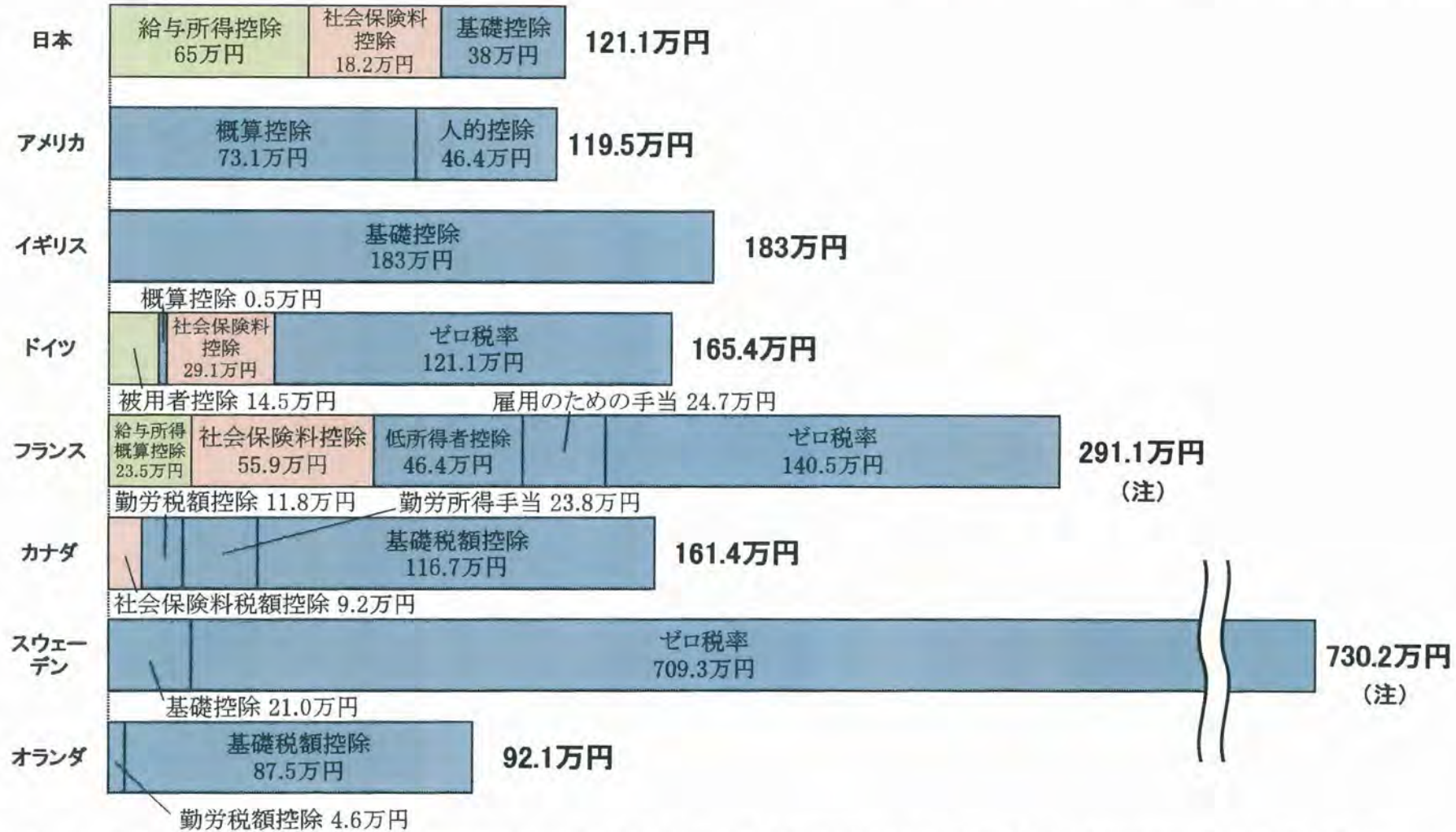
3. アメリカの児童税額控除は所得税の税額控除として含まれており、また児童手当制度は設けられていないため所得税の課税最低限は変化しない。イギリスの夫婦子2人及び夫婦子1人については、全額給付の児童税額控除・就労税額控除及び児童手当を含めた場合の数字。なお、フランスの家族手当は子どもが2人以上いる場合に支給される。

4. 邦貨換算レート: 1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

# 所得税の課税最低限の内訳の国際比較(給与所得者の場合)①

(2015年1月現在)

【单身】



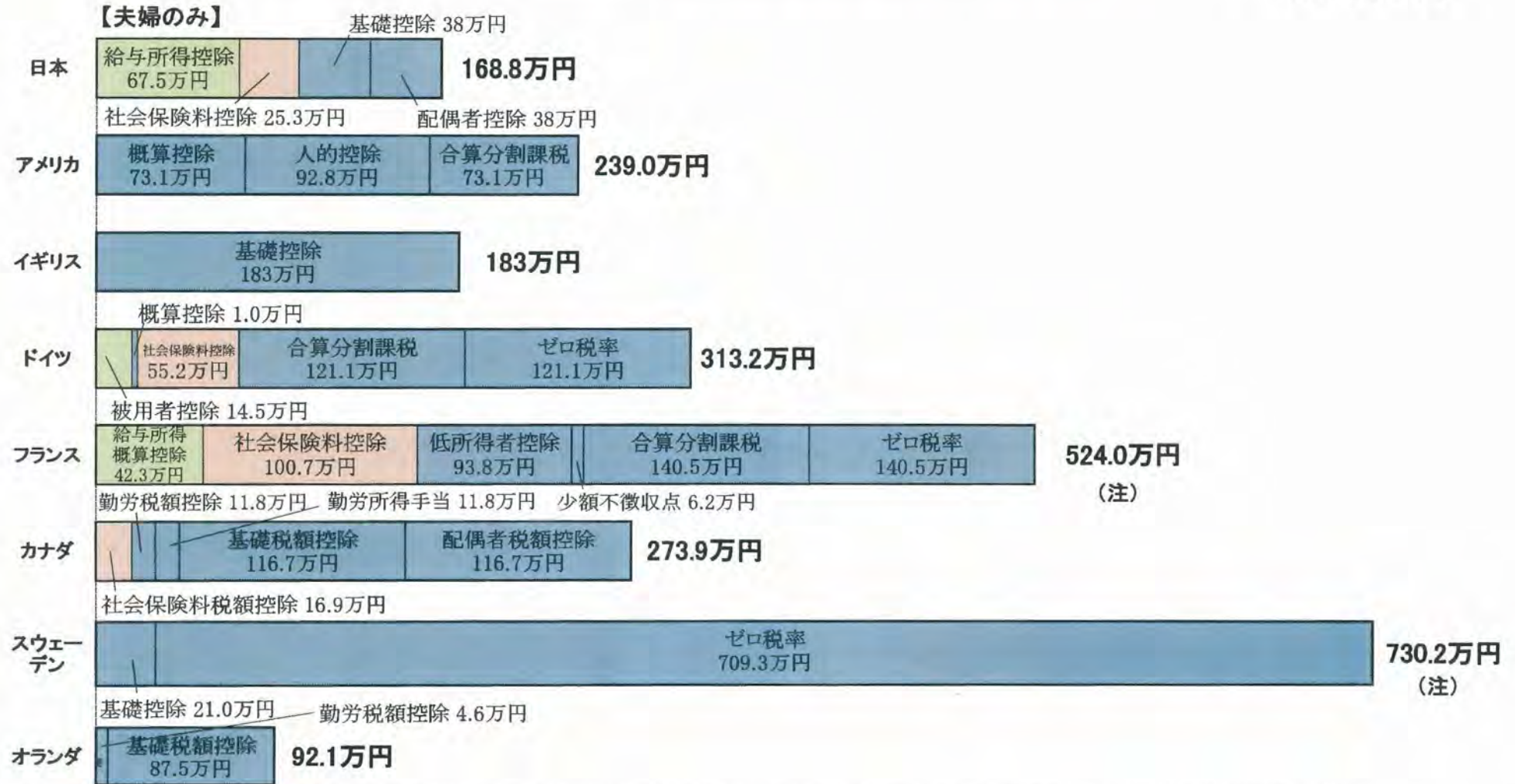
(注) フランスとスウェーデンには、当該金額のほぼ全額に対して一律に課される税(フランス: 社会保障関連諸税(8%)、スウェーデン(ストックホルム市): 地方税(29.78%))が存在。

(備考) 1. 所得税額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一般的に適用される控除を考慮している。

2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クローネ=16円(基準・裁定外国為替相場: 平成27年(2015年)1月中適用)。

## 所得税の課税最低限の内訳の国際比較(給与所得者の場合)②

(2015年1月現在)



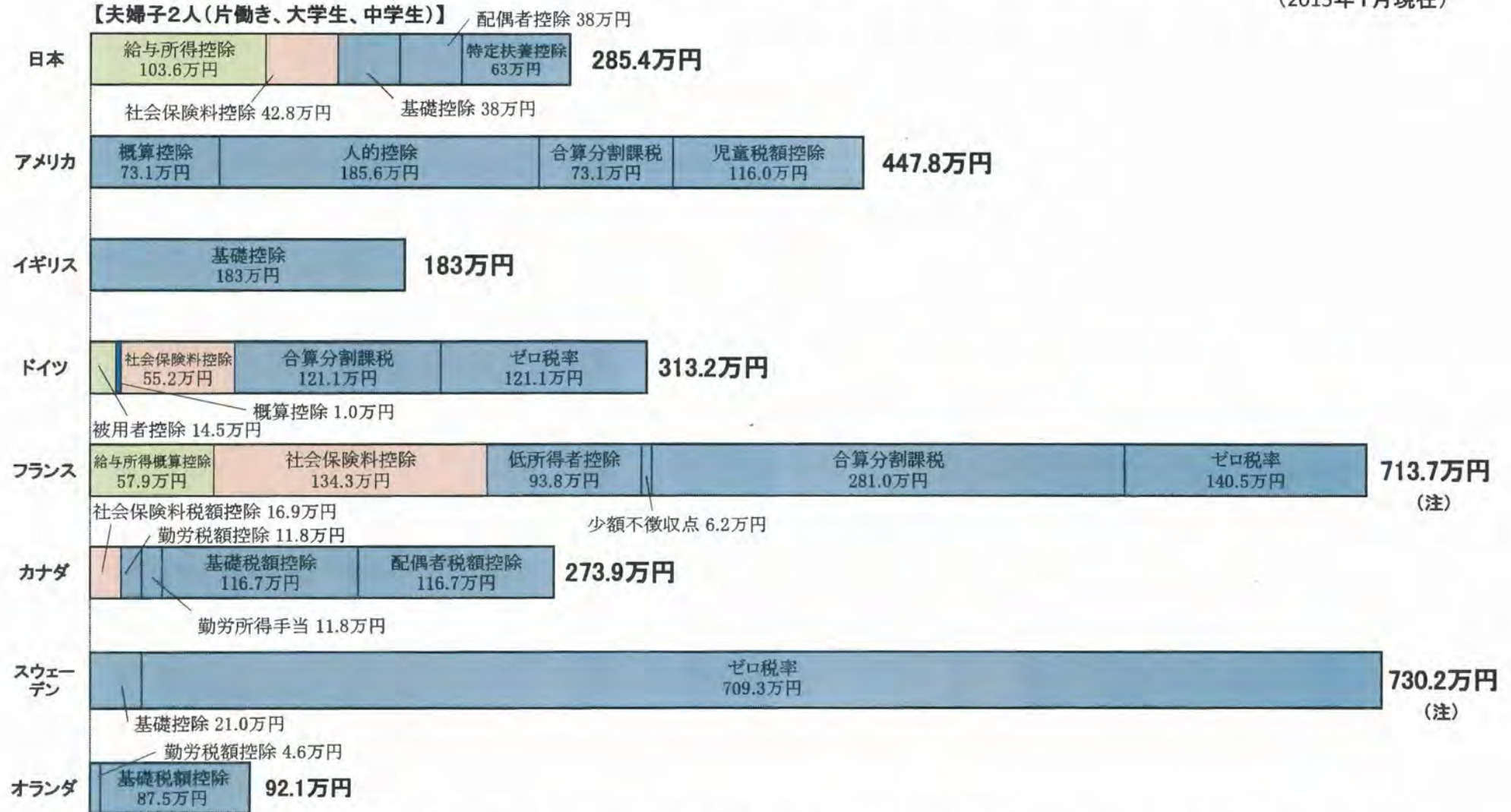
(注) フランスとスウェーデンには、当該金額のほぼ全額に対して一律に課される税(フランス:社会保障関連諸税(8%)、スウェーデン(ストックホルム市):地方税(29.78%))が存在。

(備考) 1. 所得税額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一般的に適用される控除を考慮している。

2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クローネ=16円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

## 所得税の課税最低限の内訳の国際比較(給与所得者の場合)③

(2015年1月現在)



(注) フランスとスウェーデンには、当該金額のほぼ全額に対して一律に課される税(フランス:社会保障関連諸税(8%)、スウェーデン(ストックホルム市):地方税(29.78%))が存在。  
 (備考) 1. 所得税額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一般的に適用される控除を考慮している。  
 2. 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クロネ=16円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

## 8. 経済社会の構造変化に関する これまでの主な意見

## 経済社会の構造変化に関するこれまでの主な意見 (今回の事務局説明資料に関連する意見を抜粋)

- 若年層は、働き方の変化により年収水準が大きく低いほうにシフト。また高齢者は、収入が少ない傾向にあり、世帯によって大きな格差が存在する。
- たまたま良いときに生まれた人は、たまたま悪いときに生まれた人とリスク分散すべきで、若年・壮年層への再分配の強化が必要。たまたま裕福な家に生まれた人はたまたま生活が大変なところに生まれた人とリスク分散すべきで、世代内の再分配も重要。
- 現在の再分配政策は、貧困リスクの高まりに十分対応出来ていない。若い人も高齢者も、「困っている人」を「困っていない人」が助けるといふ誰もが納得出来る仕組みに変えていく必要。
- 格差の問題を議論する際には、所得税だけではなく社会保険料や給付のあり方も議論する必要。また、相続税の意味も非常に大きい。
- 再分配機能の再構築のためには、①控除を中心とした措置をゼロベースで見直すこと、②簡素な税にすること、③所得だけでなく資産も含めて公平性を考えること、④社会保障の給付・負担も含めてトータルで所得再分配を見ていくことが必要である。
- グローバルに人も動く時代になってきたという側面は、所得税を考えていく上でも重要な視点
- 困っている人か、困っていない人かを所得概念を使って線引きする上で、今ある所得の定義、つまり、控除を引いた後の所得という定義自体を見直す必要がある。ただし、同じ所得を持っていても、家族構成などは違うので、何らかの属人性を反映させたラインが必要。
- 所得控除ではなく今度は税額控除も視野に入れてどのように税を控除するかという控除のあり方、仕組みそのものについても検討の余地はある。
- 課税最低限以下の人への再分配に対応していくためには、給付付き税額控除の設計が必要だが、他方で税務上の問題もあるので整理が必要。
- 再分配機能を高める意義をきちんと説明し、経済成長への攻めの姿勢のようなものを示していくことが大事。再分配機能を高めるということは、①誰もがリスクをかかえる中で、社会全体のセーフティネット機能を高める、②社会保障制度の持続可能性を高める、③経済成長への社会基盤としてのヒューマンキャピタルに寄与するといった意義があるのではないか。



## 9. 前回の補足説明